

# なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136

令和8年2月号

名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所X(旧Twitter) @natori\_suidou

## 物価高騰に係る緊急経済対策として水道料金の基本料金を減免します

物価高騰が長期化する中、市民生活への影響を緩和するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年1月請求分から3月請求分までの3か月間、水道基本料金を減免します。

### ○対象者

名取市水道契約者（官公庁用を除く）

### ○期間

令和7年12月検針分（令和8年1月請求分）～令和8年2月検針分（令和8年3月請求分）の3か月間

### ○減免の手続きと方法

申請は不要です。基本料金を差し引く方法で実施します。

※ご使用になった水量に係る従量料金と下水道使用料については、減免対象外です。

### ～1か月あたりの水道基本料金（カッコ内税抜）～

口径13mm 1,078円（980円）	口径50mm 17,600円（16,000円）
口径20mm 2,255円（2,050円）	口径75mm 38,500円（35,000円）
口径25mm 3,300円（3,000円）	口径100mm 93,500円（85,000円）
口径30mm 5,280円（4,800円）	口径150mm 143,000円（130,000円）
口径40mm 8,800円（8,000円）	

## 訪問販売や点検商法などの悪質商法にご注意ください

最近、水道事業所の職員を装ったり、公的機関のような事業者名を名乗るなどして浄水器を売りつけたり、器具の点検や水質検査の名目で代金を請求したりする悪質な商法が増えています。

水道事業所から皆さんのお宅に伺うのは、毎月のメーター検針業務のほかに、定期的なメーター交換や漏水調査などがありますが、いずれも料金を請求するようなことはありません。



また、令和7年8月上旬から令和8年3月下旬にかけては水道メーターの交換、令和7年11月上旬から令和8年2月下旬にかけては漏水調査の時期と重なっていますので、特に注意が必要です。

水道の工事や修繕は、名取市指定給水装置工事事業者が行います。それ以外の業者は行うことができません。おかしいと感じたら、身分証明書の提示を求め「どこの会社の誰なのか」を確認してください。すぐに契約せず、複数社から見積もりを取り、十分に検討するようにしましょう。不審に思われたときは、水道事業所にお問い合わせください。